

# たかやま労基署だより(R2.5)

高山労働基準監督署

令和2年4月の労働災害発生状況について

新型コロナウイルス感染拡大による取扱等の変更

## 主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数  
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	令和2年		平成31 (令和元) 年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率	
全産業	38		43		56	(2)	-5		-11.6%	
製造業	13		10		14		3		30.0%	
建設業	4		4		7		0		0%	
運送業	2		2		4		0		0%	
林業	3		8		9		-5		-62.5%	
小売業	3		9		7	(1)	-6		-66.7%	
社福祉	0		2		2		-2		-100%	
旅館業	4		2		4		2		100%	
その他	9		6		9	(1)	3		50.0%	

## 所見

令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は、**38人**と、**前年に比べ5人(11.6%)の減少**となりました。また、**死亡災害は発生していません**。

**製造業**での死傷者数が**13人**、前年に比べて**3人(30.0%)の増加**となっています。また、**旅館業**での死傷者数が**4人**、前年に比べて**2人(100%)の増加**となっています。

## 1 当署主催の会議又は説明会について

当署主催の会議や説明会は、当面5月31日までの間中止又は延期としています。

## 2 労働安全衛生法の適用について

### ・健康診断の実施

雇入時健診と定期健診の実施は、令和2年6月末までの間延期しても差し支えありません。

特殊健康診断の実施は、感染症防止対策を講じることが困難な場合は、令和2年6月末までの間延期しても差し支えありません。

### ・安全衛生委員会の開催

令和2年6月末までの間は、テレビ会議の開催又は延期など弾力的な運用として差し支えありません。

### ・特定機械等の検査証の有効期間

令和2年7月末までに有効期間が満了するボイラー等の特定機械等については、有効期間内の性能検査が困難と岐阜労働局長が認めた場合は、4か月を超えない範囲で有効期間の延長が可能となります。

## 3 労働保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の1か月以上の任意の期間の事業収入が、前年同期に比べ概ね20%以上減少していることにより、一時に納付を行うことが困難な事業主の方は、納期限までに岐阜労働局あて「労働保険料等納付猶予申請書(特例)」を提出し許可された場合は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等の納付が1年間猶予されます。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり延滞金もかかりません。

## 4 労災年金定期報告書提出時期の延期について

6月における傷病・障害(補償)年金、遺族(補償)年金、特別遺族年金及び労災就学援護費の受給者の方の定期報告は、外出自粛が求められている状況であることから、提出時期が延期となる予定です。そのため、6月末までに提出されなくても年金の支払が差し止められることはありません。

延期期間は決定後お知らせします。

また、マイナンバーを届出いただいている傷病(補償)・障害(補償)年金の受給者の方の定期報告は、負担軽減の観点から令和2年6月(提出分)から廃止となります。

## 5 労働保険の年度更新期間の延長について

労働保険の年度更新期間は、「6月1日～7月10日」の40日間から「6月1日～8月31日」までの3月間に延長となります。